

今週の専門用語

S1 + S2方式

株式保有特定会社の株式の評価方法として、財産評価基本通達189-3において認められている評価方法のこと。納税者の選択により、純資産価額方式による評価額と比べて、いずれか低い価額をもって株式の評価額とすることができる。「S1」の金額では、実際の事業活動部分としての株式の価額について類似業種比準方式を部分的に取り入れて評価する一方、「S2」の金額では、評価会社が所有する資産のうち、株式等についてのみ純資産価額としての価値を反映させようとするものである。

書面によらない贈与

書面によらない贈与については、民法550条が、「各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない」と規定していることから、贈与の履行前は目的財産の確定的な移転があったということはできないとされている。したがって、この場合の贈与の有無（目的財産の確定的な移転による贈与の履行の有無）は、贈与された財産の管理・運用の状況等の具体的な事実に基づいて、総合的に判断すべきものとされる。

経営承継円滑化法申請マニュアル(震災版)

震災特例法第2弾により、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、認定会社が東日本大震災により受けた被害の態様に応じ、その認定会社の雇用確保要件などが緩和されることになった。具体的には、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令」が平成23年12月14日から施行されたことに伴い、同省令に基づく確認の申請等のためのマニュアルとなっている。

From 編集室

◆平成23年度税制改正は成立が遅れに遅れたうえに、一部改正は見送りという事態となったが、平成24年度税制改正はどうやら大丈夫そうだ。◆その理由の一つには、民主・自民両党が、予算関連法案である平成24年度税制改正法案をいち早く成立させたいと考えていることが挙げられる。◆両党は、近い将来の衆議院議員総選挙で大量に候補者を擁立するといわれている大阪維新の会が選挙体制を整える前に総選挙を実施したいと考えている可能性がある。その一つの表れが平成24年度税制改正の早期成立というわけだ。◆平成24年度税制改正があっさり可決・成立するようなら、「選挙は近い」といえるかも知れない。(Q)

週刊T&Amaster 第442号

2012年3月12日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp